

日本臨床歯科補綴学会認定専門医・専門歯科技工士制度施行細則

第1条 日本臨床歯科補綴学会認定専門医・専門歯科技工士規程（以下「規程」という）に定めた事項以外については、この細則に基づき運用する。

第2条 規程第4条に定める詳細に関しては、以下の通りとする。

（1）所定の実績（規定ポイント実績）とは、日本臨床歯科補綴学会が主催する総会・学術大会、ならびに学会が後援する日本臨床歯科補綴研修会「基本8ヶ月コース」をはじめとする各研修会等の参加を別表に示す規定ポイントとし、申請時、更新時に必要なポイント数を取得していることを証明するものである。

第3条 規程第5条に定める詳細に関しては、以下の通りとする。

（1）日本臨床歯科補綴研修会「基本8ヶ月コース」のオブザーバー受講証明書とは、「基本8ヶ月コース」受講証の裏面に出席日ごとに学会として押印したものであり、その管理は研修会事務局でおこなう。提出する必要はないが、規定ポイントの取得は必要となる。

（2）ポイント制とは、学会が主催する総会・学術大会ならびに学会が後援する各研修会等の参加を、別表に示す規定ポイントに従い算定し、申請時には18ポイント以上の実績（ポイント数）を取得していること。

（3）臨床ケースとは、「基本8ヶ月コース」の内容に即した臨床ケースとする。

【歯科医師】

「基本8ヶ月コース」で示す診断・治療基準に留意して行ったケースを3症例提出し、そのうち1症例を学会学術大会で講演発表する。いずれも、術前・術中・術直後・術後（原則として1年以上）の口腔内写真、エックス線写真、筋・顎関節の触診記録を添付する。顎頭運動経路記録、もしくはゴシックアーチ描記記録の添付が望ましい。

なお、上下顎全部床義歯のケースは1症例までとする。

【歯科技工士】

「基本8ヶ月コース」で示す診断・治療基準に留意して行ったケースを3症例提出し、そのうち1症例を学会学術大会で講演発表する。いずれも、技工装置製作過程の写真を添付する。なお、術前・術中・術直後の口腔内写真、エックス線写真、筋・顎関節の触診記録、ならびに顎頭運動経路記録、もしくはゴシックアーチ描記記録の添付が望ましい。

なお、上下顎全部床義歯のケースは1症例までとする。

第4条 規程10条に定める詳細に関しては、以下の通りとする。

専門医・専門歯科技工士の資格更新に当たっては、更新までの3年間に次の各号を満たさなければならない。

（1）学会総会・学術大会に1回以上出席すること。

（2）日本臨床歯科補綴研修会「基本8ヶ月コース」オブザーバー登録を当該期間中、毎年行うこと。

（3）所定の実績（規定ポイント実績）を取得していること。

日本臨床歯科補綴学会認定専門医・専門歯科技工士制度施行細則

所定の実績（規定ポイント実績）とは、日本臨床歯科補綴学会が主催する総会・学会大会、ならびに学会が後援する日本臨床歯科補綴研修会「基本 8 か月コース」をはじめとする各研修会等の参加を別表に示すポイント制とし、更新時に 16 ポイント以上の実績（ポイント数）を取得していること。

第5条 規程第 5 条、第 7 条および第 10 条に定める専門医・専門歯科技工士の審査・登録・更新に係る費用は以下の通りとする。既納された費用は、如何なる理由があっても返還しないものとする。

- (1) 専門医・専門歯科技工士審査料 1 万円
- (2) 専門医・専門歯科技工士登録料 3 万円
- (3) 専門医・専門歯科技工士更新審査・登録料 2 万円

第6条 規程第 17 条、第 18 条に定める指導医・指導歯科技工士の審査・登録・更新に係る費用は以下の通りとする。既納された費用は、如何なる理由があっても返還しないものとする。

- (1) 指導医・指導歯科技工士登録料 3 万円
- (2) 指導医・指導歯科技工士更新審査・登録料 1 万円

第7条 この制度の実施・運営に当たり、財務は学会会計担当が行う。

第8条 この細則の改定については、専門医・専門歯科技工士認定委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1、この細則は、2017 年 4 月 1 日より施行する。
- 2、この細則は、2018 年 4 月 1 日より一部改正する。

別表

開催催事と基準単位（ポイント）

対象催事	ポイント数
日本臨床歯科補綴学会総会・学術大会に参加	1回2ポイント
日本臨床歯科補綴学会総会・学術大会において基調・特別講演	1回10ポイント
日本臨床歯科補綴学会総会・学術大会において会員講演	1回5ポイント
日本臨床歯科補綴研修会「基本8ヶ月コース」にオブザーバー参加	1日1ポイント
日本臨床歯科補綴研修会の付属コースに参加	1日1ポイント

- (注)
1. 「日本臨床歯科補綴学会総会・学術大会において、会員講演」に、認定資格審査講演発表は含めないが、総会・学術大会に参加したポイントは加算できる。
 2. 専門医・専門歯科技工士認定審査申請時は、規定ポイント実績を18ポイント以上取得していること。
 3. 更新時には、更新までの3年間に規定ポイント実績を16ポイント以上取得していること。
 4. 筆記試験合格者が口頭発表、口頭試問審査申請をする際は、審査希望年度に規定ポイント実績を6ポイント以上取得していること。(注1は適応する)